

# 第127回 藤沢市都市計画審議会

## 議案書

### 〈 目 次 〉

議第1号	建築基準法第51条ただし書の規定による産業……………	1 ~ 2
	廃棄物処理施設の位置の指定	

藤沢市建設資源リサイクルセンター

日 時: 2009年(平成21年)12月22日(火)午前10時開会

場 所: 藤沢市職員会館 3階 第4・5会議室

## 産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称	産業廃棄物処理施設	
位 置	藤沢市土棚1番1の一部 他7筆	
敷地面積	6,583.30㎡	
地域地区等	工業専用地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%) 北部第二(三地区)土地区画整理事業区域	
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建 (破碎棟、篩分室、混合室、休憩所、上屋)計5棟 鉄骨造2階建 (事務所)計1棟
	主要用途	産業廃棄物処理施設
	建築面積	703.87㎡
	延床面積	797.87㎡
	処理内容	がれき類を破碎処理して道路路盤材を製造
	処理能力	破碎機2台、能力800t/日(100t/時間 8時間稼動)
	対象区域	藤沢市内全域及び一部藤沢市隣接地域
	残渣の 処分方法	がれき類から収集した混合ゴミは、別途中間処分業者及び最終処分業者に委託し処分
	再生材の 処分方法	主に組合員(建設業者)に販売
	車両計画	最大 351台/日 年間平均で217台/日(平成20年度実績)
	建 築 主	住所 藤沢市桐原町23番地の4 氏名 協同組合 藤沢市建設資源リサイクルセンター 理事長 櫻井 幸男

## 理由書

本施設は、既存施設が前面道路として位置する3・3・8都市計画道路高倉遠藤線の拡幅計画と併せ、(仮称)藤沢市リサイクルセンター新築事業により支障となることから、既存施設より約300m東に位置する当該敷地へ移転するものである。

本施設が扱う「がれき類」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が規定する産業廃棄物であり、かつ、本施設におけるそれらの一日当たりの処理能力は100tを超える。よって、本施設は、同法の規定による設置許可が必要な産業廃棄物処理施設とされる一方、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」にも該当することとなる。

そのため、本施設の新築にあたっては、建築基準法第51条が定めるところにより、都市計画において敷地の位置を決定、もしくは同条ただし書による、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認め許可すること、のいずれかが必要である。この場合、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは都道府県である。

本施設は民間事業者が運営するものであり都市施設としての恒久性の担保が困難であるため、建築基準法第51条ただし書の規定により、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものであり、神奈川県都市計画審議会に附議するにあたり、藤沢市都市計画審議会に諮るものである。